



会長 近藤章さん

株式会社むすびグリーンファーム 代表取締役 近藤滋彦さん

## 農業者インタビュー 株式会社むすびグリーンファーム 近藤 滋彦さん・章さん 世代をつなぐ色鮮やかなニンジンに出会いました

インタビュー：農業委員 伴 孝子

甘呂町で、水稲20ha、小麦・大豆12ha、ニンジン90aを営み、令和4年6月に新たに代表となった近藤滋彦さん、会長の章さんを訪ねました。

滋彦さんが就農してから、年間の仕事バランスを考え、ニンジン栽培を始め、試行錯誤の結果、1月に種を蒔き、10月下旬から翌年の6月まで出荷しています。鮮やかな色合いのニンジンは、環境こだわり農産物として、丁寧な育成とクセの少ないまろやかな口当りで、給食にも使われ、ニンジンが苦手な子どもたちにも大人気です。一から始めたニンジンに、滋彦さんの知恵と工夫がたっぷり詰まっています。「面積を少しずつ広げてきた。これからは1反あたりの収量をあげられるようにもっと手順を工夫し、機械でできることは機械にして、手作業はできるだけ少なくするようにしたい。効率を上げて、時間短縮していこうと思う。」と意欲を語ってくれました。

「ニンジンは、息子が始めたのだから、わしが口を挟まないようにしている。やりやすいやろ？」と章さんが笑います。章さんの仲間も次々と代替わりしており、未来への挑戦は、滋彦さんがどこまで仲間を作っていくかで違ってくると思いを込めます。

親子で取り組む仕事の戸惑いもあると滋彦さん。「ふつうの会社とちがいで、親子でやっているのによく怒られる。意思疎通をとっているつもりで取れてなかったり…」、章さんは「早く渡せるようにと思うが、今までいっしょに仕事をしていないから、一から覚えているいかならん、コミュニケーションを密にしていかならん。言いたいことは言えよと言っている。」と語ります。

互いを思い、気づかい、丁寧に世代をつなぐ様子に陽だまりのよさな暖かさがあふれていました。

## 会長挨拶



彦根市農業委員会  
会長 田中金二

日ごろは彦根市農業委員会の活動に格別のご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、農家では、

長引く世界情勢の不安定や円安に伴う農産物産資材の高騰に加え、稲作では地球温暖化によるコメの品質低下や収量減の打撃をもちに受け、さらに価格の低迷で農業経営が困難に陥っています。離農農者の増加が懸念される所です。国では、食料・農業・農村基本法の見直しが議論中ですが、国内の農産物生産の増大を図るには、程遠いものがあります。

我々農業委員会は、令和7年3月までに農業集落において、10年後を見据えた地域計画の策定、目標地図の作成に取り組むこととなっております。農業者の声を聴きながら集落農業組合や関係機関と協力して作成に向けた地域活動に取り組んでまいりたいと考えています。

彦根市農業委員会は、農業委員と推進委員が協力して優良農地を守り、農業・農村を維持できるように多面的機能を有する農地の保全とともに、彦根市農業振興のための活動に取り組めます。

皆様の農業・農村に対するご意見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

## 伝統野菜 小泉紅かぶら

推進委員 木村 正彦



滋賀県には、万木、矢島、大藪、小泉、筑摩、八木菜、日野菜、山カブなどの伝統野菜があり、今なお栽培されています。

小泉の「紅かぶら」は、往古から小泉町に伝わる伝統農産物です。1770年頃、当時の小泉村の住民が紅色のかぶらの自生株を見つけて栽培し、糠漬けにして彦根藩主に献上したところ、彦根藩主から「小泉紅かぶら」と名付け当地の名産たらしむべし」との仰せを賜り栽培を奨励されました。昭和15年頃までは盛んに町内で生産され出荷もされました。

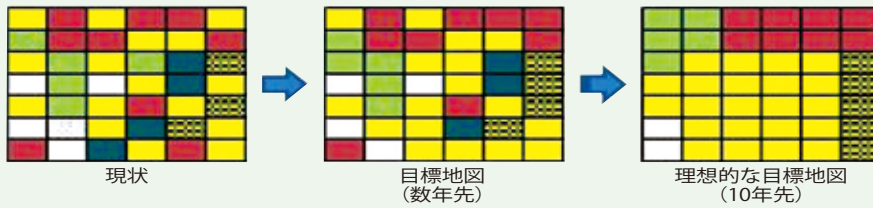
その後、幸いにも「紅かぶらの種子」は町内で保存されていましたので、昭和60年になると小泉園芸クラブが「栽培とかぶら漬け」の再興に鋭意取り組み邁進されました。

昭和62年3月に彦根城一帯で開催された「世界古城博覧会」では「郷土の味・小泉紅かぶら」と銘うち、県内外からの来訪者に広く宣伝と販売を実施し、大好評でした。

これを機に、農業協同組合を通じて販売してきましたが、折からの飽食時代を迎え、平成3年をもって栽培を中断することになりました。

「小泉紅かぶら」は、ひょうたん型で、色は赤黒く、肉質は固くしまっているのが特徴です。一般のかぶらよりも10日ほど後の9月下旬頃に播種します。11月下旬に収穫して、一週間ほど家々の風通しの良い柿の木に稲架がけにしてから米糠と塩で漬けます。「伊吹山の雪が溶ければ味がまろくなる」といわれ、1月から3月下旬ごろまでが食べごろです。

現今の町内の畑作農家は70軒ほどですが、「小泉紅かぶら」を栽培されている農家は皆無に等しい現況を顧みて、後世に伝え遺していくべきと愛好家たちが「千福倶楽部」を立ち上げ作付け及び栽培に邁進されています。



令和5年4月、農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」が法定化されて「地域計画」に名称が変わりました。この計画には各地域が進める将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を定めることになっていきます。目標地図は、この先5年後、10年後の未来で農地を誰が耕作するのかを決め、地図に落とし込んだものです。また、単に誰がどこを耕作するかを示すのではなく、各耕作者が効率的に耕作できるように、耕作者ごとに農地を集積し、モザイク状の農地から、一団の農地となるように定めることが重要です。

そして、この計画は地域ごとの意向を汲み上げたうえで作成しなければなりません。令和5年は彦根市での目標地図の素案作成に向けた農業委員・推進委員向けの研修会や、農地の担い手や農業組合長に向けた説明会を開催しました。

今後は各集落ごとで、その集落の目標地図の素案作成のための検討会を開催していきます。地域の皆様にはご理解とご協力をお願いします。



## 河瀬学区蓮台寺町の農地保全活動

近年、我が集落も高齢化・担い手が耕作できない状態が続き、農業を離れる農家が増加してきました。しかし、農地を守らなければならないという責任感から、農地の除草作業をおこない、自己保全管理田として長年維持してきました。この活動は現在も継続しています。

平成19年から平成23年までは世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の事業で農地環境保全活動を5年間実施しました。当時は農業組合が主体で除草作業・低木の伐採・不要物の撤去などの活動を実施してきましたが、事業終了後は自治会が引継ぎました。エコクラブの名称で現在も除草作業などの活動をしています。

### 活動内容

- 1 作業内容：年3回の除草作業、缶・ビン等の回収
  - 2 作業総面積：250a
  - 3 作業人員：1回あたり15〜16人で延べ45人以上
- 夏場対策と作業効率アップで、令和に入り、トラクターのフレームモアの助けを借りて活動しています。
- 自己保全管理田の中には、農業委員の紹介で米農家の受託者さんにより耕作がおこなわれるようになり農地として使用されるようになった土地もたくさんあり、集落の耕作面積が250a以上増加しました。

我が集落は個人+団体で農地の保全活動を実施して農地を守っています。





# 農業委員会の活動報告



## 農地パトロールを実施しました



農業委員会では8月16日から25日にかけて10地域に分けて農地パトロールを実施しました。農地の利用状況を確認し、遊休農地の実態把握ならびに違反転用の早期発見で発生防止を目的としています。

今年は、例年になく猛暑の中、農業委員、推進委員、農業委員会事務局および東びわこ農業協同組合などの職員さんが参加して実施しました。

私は、推進委員として鳥居本地域を回りました。当地域は中山間地域に位置し、農業者の高齢化や後継者不足と鳥獣害の影響で、年々遊休農地が増加しています。このような状況下で地域計画、目標地図を作成することは非常に難しいと懸念しています。しかしながら、地元の聞き取りや関係機関とも相談し、少しでも遊休農地を増やさないように、鳥獣害に強い作物作りや中山間地農業の魅力がないかを模索しながら、地道な活動に取り組む必要があると思っています。



推進委員 横山 信人



## 耕作放棄地解消へ

令和4年度からはじまった遊休農地解消緊急対策事業について、Bブロック（河瀬・亀山エリア）の農業委員・推進委員で協議を行い、事業を活用し市中部（日夏地区）の遊休農地を耕作できる状態に復旧することを決定。現地は1,523㎡のうち379㎡が耕作されていない状況で、以前は果樹が植わっていましたが耕作されなくなり、果樹は所有者が処理されたものの草が生い茂る状態でした。令和5年11月から所有者の了解のもと草刈り、チップパー（粉碎機）による刈り取り後の草の処理、重機による草の根等の除去、整地作業をおこない、耕作者に引き継げる状態になり作業は終了しました。大変な作業でしたが、協力いただいたBブロックの農業委員・推進委員の皆さんに感謝しています。

遊休農地の発生の原因は、所有者の高齢化・他所に居住・所有者不明また、農業機械の大型化により耕作できない（狭小田・変形田・湿田）等多岐に及びますが、本来の農地の姿に戻るように所有者や地域の方、また関係機関にも協力いただきながら、更なる発生防止や解消に向けて活動を続けていきたいと思えます。

農業委員 辻 宏





## 市長へ意見書を提出しました

昨年11月1日、彦根市農業委員会は、本市の活力ある農業振興を目指し、令和6年度の予算編成に向けた「彦根市農業施策に関する意見書」を彦根市長へ提出しました。

市長への意見は

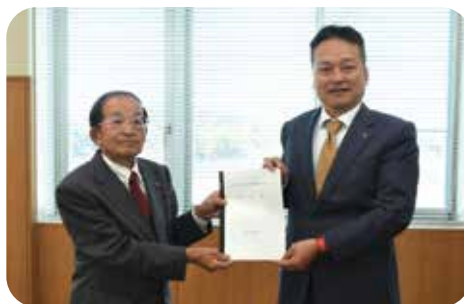
- ・担い手の育成・確保について
- ・遊休農地の解消について
- ・特色ある地域農業の創造について
- ・環境と調和した農業の推進について など

7項目にわたります。

また、市議会議長等と教育長へ意見書の概要を報告し、施策への反映について話し合いました。

農業委員会は、農業者の代表機関として、今後も農業者の声を行政に届ける取組を積極的に行ってまいります。

なお、意見書については彦根市ホームページ（広報ひこねHP番号：4370）でも紹介しています。



## 女性がつなぐ農業の未来

農業の持続的発展には様々な人々が力を発揮することが必要です。女性は生活者、消費者の視点を持ち活躍します。農業に関心のある女性同士のつながりの構築を目指し、令和5年度茶話会を6月25日（日）グリーンピアひこねで開催しました。講師に株式会社たぐち農産役員であり、彦根市農業委員会の前会長である田口源太郎様をお招きし、「農業に必要な女性の力」と題して講演していただきました。

講演の後は、講演に対する感想を中心に普段活動していること、こんなことがしてみたいなど、6次産業や食育、伝承料理や次世代へ引き継いでいくにはどうしたらいいかなど、話題を広げて話し合いました。

「田畑を引きつぐとき女性がトラクターなど操作できるよう練習したり、機械の更新や修理ができるようになりたい。」

「子育て時どのように農業と両立できるか悩んでいる。」「農家が望む政策を政府が本当にやっていない。だからといって、できることをせず誰もやる人がいなくなってしまうと村の存続が危機となる。」「地域の土地にあった作物にトライする補助金があればうれしい。」など様々な意見がでました。

各テーブルの意見交換が盛り上がりました。女性が委員になると本音でしゃべるので政策が進み後継者も育つように思われます。

農業に託す夢を私たち女性の輪でつなげていくよう頑張りたいと思います。

農業委員 北村 文尾



## 令和6年度農地賃借料情報提供について

農地法第52条の規定に基づき、次のとおり農地賃借料情報の提供を行います。

令和5年1月から同年12月までに市内で締結（公告）された賃借料を集計し、その平均額を算出したものです。この「農地賃借料情報」は、法的な拘束力はなく、あくまで賃借料を決定する際の参考資料です。

実際の賃借料の契約に際しては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで、締結してください。  
(10aあたり)

| 区分        |            | 平均額    | 最高額     | 最低額    | データ数 | 過去3年間の平均額 |
|-----------|------------|--------|---------|--------|------|-----------|
| 整備田       | 稲枝地域       | 8,700円 | 10,500円 | 5,000円 | 383  | 8,900円    |
|           | 河瀬・亀山・城陽地域 | 5,200円 | 8,100円  | 3,400円 | 35   | 5,200円    |
| 未整備田      |            | 2,900円 | 6,800円  | 1,500円 | 46   | 3,000円    |
| (参考) 市内全域 |            | 7,900円 | 10,500円 | 1,500円 |      |           |

1. 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値±70%を超えるものおよび賃借料以外の要素が含まれているデータは除いています。また、無料での貸借（使用貸借）についても、集計の際に除外されています。
2. 平均額は、算出結果を100円未満四捨五入としています。
3. 各地域の整備田と市域の未整備田を集計して平均額を算出しています。また、参考のため市内全域の平均額も併せて情報提供します。

## 事務局からのお知らせ

### ◆令和6年度農業委員会定期総会開催予定・申請締切予定

本紙作成時点での予定ですので、日付を変更する場合があります。最新の情報についてはホームページでご確認いただくか、事務局までお問い合わせください。

| 定期総会開催日  | 申請締切日    | 定期総会開催日   | 申請締切日     |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 4月10日（水） | 3月21日（木） | 9月10日（火）  | 8月20日（火）  |
| 5月10日（金） | 4月19日（金） | 10月10日（木） | 9月20日（金）  |
| 6月10日（月） | 5月20日（月） | 11月12日（火） | 10月21日（月） |
| 7月10日（水） | 6月20日（木） | 12月12日（木） | 11月20日（水） |
| 8月9日（金）  | 7月22日（月） |           |           |

### ◆農地を転用するときは農地法の手続きが必要です

農地を農地以外（住宅・駐車場・資材置場など）に用途変更することを農地転用といいます。農地転用するには、例え自己所有地であっても、原則として農地法に基づく許可申請や届出の手続きが必要です。許可等の手続きを行わず無断で農地を転用した場合、所有者の責任で農地に戻していただく場合があります。農地転用をお考えの際は、必ず事前に農業委員会事務局へご相談ください。

# マコモタケの栽培の経緯と現在

農業委員 田附 隆司

私がマコモタケ栽培を本格的に開始したのは平成14年からです。仕事でマコモタケを使用した水質浄化実験に使用する株を取り寄せたことがきっかけでした。株入手に当たって、日本中の産地化している市町村、各部署に問い合わせたのですが、株は他所に出せないと全て断られ、最終的に霞ヶ浦の知人に頼み込みやつのことで株を入手しました。

しかし、実験は中止となり株が不要になったので、町内の作付けされていない苗代田を借り植付けたところ、思っていた以上に可食部が大きくなりました。そこで、食品関係のバイヤーに見せたところ、販売は可能であるとの返事。すぐに直売所等へ出荷しました。最初はマコモタケを知っている人も少なく、ほとんど売れず返品されましたが、年々需要が上がり、現在は需要が供給を上回るようになりました。

マコモタケには対応する除草剤や薬剤が無いことにより全て人力、会社勤めの傍ら、必ずマコモタケができる株のみの選別や植付け間隔、管理方法に数年をかけて現在にいたっています。その間、マスメディアからの取材等も受け、PRにつながり、その情報もあつて、生産開始してから、甲良、水口、京都、長浜、大阪、兵庫、木之本へ株を分け、そこで産地化特産品として広めてもらっています。令和6年には東近江で栽培したいとJA担当者と作付け予定者の数名で、植付けから収穫まで段階的に見に来られていました。またまた産地化特産品化が他所で始まるのかと悔しい反面喜んでいます。ぜひ彦根市内でも栽培者を増やせたらと考えています。



## レシピ紹介

### プチレシピ✿マコモタケの炊き込みご飯

マコモタケは生のままでも多少甘みがありますが、加熱すると一層甘みが増し、淡白で食感が良く、えぐみのないタケノコのような味です。

食べられるのは、若い茎の根元の葉を取り除いた部分です。

#### 【材料（4人分）】

- ・米……………2合
- ・マコモタケ……………2本（300g）
- ・にんじん……………20g
- ・油あげ……………1枚
- ・塩……………少々
- ・醤油……………大さじ2
- ・酒……………大さじ2

#### 【作り方】

- ①マコモタケは2mmの輪切り（大きければ半月切り）にし、にんじんは千切りに、油あげは熱湯をかけてから縦に半分に切り、細切りにします。
- ②といだ米にマコモタケ、にんじん、油あげ、調味料を入れ、好みの水加減で炊きます。



## 商工会議所に表敬訪問しました

令和5年10月3日、彦根市農業委員会の会長、副会長2名の計3名が彦根商工会議所の沼尾会頭・野崎専務理事を表敬訪問しました。

農業委員会の委員活動や、彦根市の農業の現状について説明し、農・商・工の連携について意見交換を行いました。

今後も情報交換や交流に努めていきたいと思っています。



## 「グリーンピアひこね」

農村環境改善センター（愛称＝グリーンピアひこね）は、農業者の生活改善、健康の増進および農業技術の向上を図るため、平成4年4月に開館しました。

開館32年目となる令和6年度は、感染症対策に対応した施設運営に努め、園芸（花づくり）教室、アグリ料理教室、菊講座のほか、農業委員会との共催によるゲートボール大会の開催を予定しています。

また、彦根市で運用予定のスマートフォンで施設予約ができるシステムの来年度からの導入を検討しています。

引き続き、地域の皆様に身近な「グリーンピアひこね」を目指してまいりますので、営農活動やサークル活動などにぜひご利用ください。

グリーンピアひこね  
所在地：清崎町1118  
電話：0749-25-3909

## 就農相談窓口の紹介

### はじめの相談

就農するための基礎知識、農業法人等紹介等  
（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金  
電話 077-523-5505

### 各地域での相談

生産計画、販売計画、資金計画などの実践的な営農計画作成の相談等  
滋賀県湖東農業農村振興事務所 農産普及課  
電話 0749-27-2213

### 支援制度等の問い合わせ先

彦根市農林水産課  
電話 0749-30-6118

## 編集後記

新型コロナウイルスは5類への移行により、景気もコロナ禍以前に戻りつつあります。しかし、ウクライナ戦争の長期化やイスラエル紛争が勃発し、経済状況も不安定になってきています。また、温暖化による猛暑により農業を取り巻く環境は危機的な状況に追い込まれています。

農業委員会は市行政に対し、農業経営における諸問題解決への意見書を提出しました。趣旨として、①担い手への農地等の利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入への促進を重点項目としております。食の安定・自給を確保するため農家と共に改革に取り組んでいかなければと考えます。

最後になりましたが「農業委員会だより」の編集にご協力頂きました皆様にお礼申し上げます。

推進委員 西澤 育男



## 農業者年金で 老後の生活を安心サポート!

- ☆農業者なら広く加入できる
  - ☆終身年金で年金は生涯受給できる
  - ☆税制面の優遇措置が大きい
- 問い合わせ先：彦根市農業委員会事務局  
JA東びわこ



## 農業者の視点で情報をお届けします

- ☆発行日 毎週金曜日(月4回)
- ☆購読料 月700円(税込)
- ☆問い合わせ先  
彦根市農業委員会事務局  
TEL 30-6133

